

次のとおり届けます
当社は、消費税及び地方消費税
 課税事業者
 免税事業者 です。

入札書

平成 29 年 12 月 12 日

大阪市住宅供給公社

理事長 麻 恒三 様

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

印

事業名称	市営我孫子東第7住宅4号館平面駐車化改修その他工事		【開札番号2】
請負期限	平成30年3月2日		
工事場所	別添仕様書のとおり		

上記について関係法令・貴公社関係規定を守り別添図面・設計書・仕様書及び現場並びに通知事項を確認の上の金額で申し込みます

金額	十億	百万	千	円
----	----	----	---	---

記

1	入札に付すべき事項	表記のとおり
2	入札保証金	大阪市住宅供給公社経理規定第64条第1項第2号により納付を免除する。
3	契約事項を示す場所及び入札執行場所	大阪市住宅供給公社 5階 入札室
4	入札執行日時(申込書提出期限)	平成29年12月12日 11時00分
5	入札の無効	<p>次の場合に該当する入札は無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大阪市住宅供給公社経理規程第67条第1項各号のいずれかに該当する入札 ○ 最低制限価格を設けた場合にあっては、最低制限価格により低い価格でした入札 ○ 現場又は机上説明がある場合にあっては、説明を受けなかった者がした入札 ○ 再度入札（2回目以降の入札）の場合にあっては、前回最低入札価格以上の価格でした入札 ○ 工事費内訳書の添付がない入札 ○ 大阪市住宅供給公社が交付した入札書を用いないでした入札 ○ 同一入札について、他の入札者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として入札したときはその全部の入札 ○ 工事請負等競争入札参加資格者心得に違反した者がした入札 ○ 審査の結果、入札参加資格を有しないとされた者がした入札 <p>なお、無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。</p>
6	契約書作成の要否	大阪市住宅供給公社経理規程第73条第1項による。
7	入札書記載方法	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
8	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 落札者又は契約の相手方に決定されたときは、遅滞なく、契約締結の手続きをすること。 ○ 落札決定までに、建設業法第28条第3項若しくは同条第5項の規定による営業停止処分（大阪市において案件に応じた建設工事業の営業ができるないものに限る。）を受けている者、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者、大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者、又は直近の経営事項審査の審査基準日が1年7ヶ月以上経過している者は、入札参加資格を有しないものとみなし、無効とする ○ 入札保証金の納付を免除された者が、落札決定後、正当な理由がなく指定期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の3に相当する額の違約金を徴収する。 ○ 申込者は、提出済みの申込書の書き換え、引換え又は撤回することはできない。 ○ 個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。 ○ この入札において独占禁止法第3条または第8条第1号に違反し、若しくは、刑法第96条の3に該当する談合などが明らかになった場合は、契約者は契約金額の最低100分の20に相当する額の損害賠償を納付しなければならない ○ 契約締結までに、落札者が大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。 ○ 工事の請負代金額100万円以上の契約に該当する場合は、請負代金額の4割以内で前払金の支払を請求することができる。

予定価格帯については、公告文に記載しています。